

令和3年5月教育委員会定例会議事録

- 1 日時 令和3年5月25日（火）午後2時から
- 2 場所 鈴鹿市役所 本館11階 教育委員会室
- 3 出席 教育長（中道公子）
教育委員会委員（下古谷博司，福島礼子，山中秀志，吉澤時子）
- 4 議場に出席した職員
教育次長（亀井正俊），教育委員会事務局参事（神原由明），参事兼教育総務課長（伊川歩），参事兼教育政策課長（小林佐織），学校教育課長（磯部仁），教育指導課長（西村佳代子），教育支援課長（藤本寧夫），地域協働課副参事兼総務グループリーダー（中村康次郎），文化振興課長（中川勝規），文化財課長（野呂和伸），図書館長（藤田満珠美），子ども育成課長（善福一博），書記（木葉健介），書記（川村浩司）
- 5 議事
 - （1）令和3年度鈴鹿市教育費第3号補正予算案について（関係各課）
 - （2）学校運営協議会委員の任命について（教育支援課）
 - （3）令和3年度鈴鹿市公民館運営審議会委員の委嘱について（地域協働課）
 - （4）令和3年度鈴鹿市社会教育委員の委嘱について（文化振興課）
 - （5）令和3年度鈴鹿市立図書館協議会委員の任命について（図書館）
- 6 報告事項
 - （1）令和3年度園児，児童，生徒数について（学校教育課・子ども育成課）
 - （2）令和3年度「よい歯のコンクール」について（学校教育課）
 - （3）新型コロナウイルス感染症に関する対応について（教育総務課）
- 7 その他
 - （1）令和3年6月教育委員会定例会の開催について（教育総務課）
- 8 傍聴人 1名

（教育長）皆様，こんにちは。定刻となりましたので，ただ今から令和3年5月教育委員会定例会を開催します。

本日の議事録署名委員は，山中委員にお願いいたします。

それでは，議事に入ります。議案第1994号「令和3年度鈴鹿市教育費第3号補正予算案について」をお諮りします。

（書 記）議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められた令和 3 年度鈴鹿市教育費第 3 号補正予算案について、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(参事兼教育総務課長) それでは、私からは「令和 3 年度鈴鹿市教育費第 3 号補正予算案」について、教育費全体の補正予算案について一括して説明申し上げ、その後、各課所管分について、教育政策課、文化財課、子ども育成課の順に説明申し上げます。

議案書の 2 ページを御覧ください。まず、「1 教育費補正額」でございますが、補正前の額は、64 億 9,519 万 9 千円でございます。今回の補正は、1,308 万 3 千円の増額をお願いするものでございまして、補正後の額は、65 億 828 万 2 千円となります。

次に、補正額 1,308 万 3 千円の財源内訳でございますが、国・県支出金 504 万 1 千円、地方債 440 万円、その他 310 万円、一般財源 54 万 2 千円でございます。教育費全体の補正予算案についての説明は以上でございます。

(参事兼教育政策課長) それでは、教育政策課分の補正額内訳を説明いたします。

項 小学校費、目 学校建設費の「教育施設環境整備費／学校大規模改造（障害児等対策）事業費」988 万 3 千円でございますが、これは加佐登小学校の特別支援教室改修工事として、本年度加佐登小学校において、肢体不自由児の特別支援学級が設置されたことに伴い、特別支援教室として必要な設備等の整備を実施するものでございます。なお、財源として、地方債 440 万円を充当することから 2 ページにあるように地方債補正の追加をさせていただきます。

(文化財課長) それでは、私からは文化財課所管分について御説明申し上げます。

まず、項 社会教育費、目 文化財保護費の「指定文化財修復費補助」250 万円につきましては、白子中町自治会が所有する勝速日神社祭礼用山車の見送り幕・御簾・床板修復に対する補助金でございます。財源につきましては、全額一般財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成金を受けて行うものです。次に、項 社会教育費、目 博物館費の「管理運営費／事業費」60 万円につきましては、夏季企画展・秋季企画展及び伊勢国分寺まつり関連シンポジウムに使用しますポスター作製費、展示品の輸送展示委託料でございます。この事業実施につきましては、現計財源を組み替え、不足分を岡田文化財団から 60 万円を受けて行うものです。

(子ども育成課長) それでは、私からは子ども育成課所管分について御説明申し上げます。

2 ページの項 教育総務費、目 教育振興費の「私学振興費補助等／私立幼稚園 P C R 検査費補助」10 万円でございます。私立幼稚園の安定的な事業継続を図るため、私立幼稚園の職員が事業所負担で新型コロナウイルス感染症に関する P C R 検査等を受けた場合、当該費用の一部を事業者に補助しようとするものです。事業所において、

陽性者や濃厚接触者などとして、保健所に指定された場合、行政検査として検査を受ける方も多いことから、検査対象から除外された場合などに利用されることを想定しています。なお、本事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を利用する予定でございますことから、全額国費負担となります。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら伺いしたいと思います。

(山中委員) 「教育施設環境整備費／学校大規模改造（障害児等対策）事業費」についてですが、肢体不自由児の児童は本年度入学されたのでしょうか。

(参事兼教育政策課長) 元々、この学校に在籍の方だったのですが、県から特別支援教室肢体不自由児クラスの創設が認められました。それによって、今まで知的のクラスにみえた方が肢体不自由児のクラスになるということで、この改修工事を行うことになりました。

(吉澤委員) 文化財保護費の「指定文化財修復費補助」250万円は岡田財団から寄付されたと聞いていますが、これは申請をして、申請書が認められたと受け取ってよいのでしょうか。

(文化財課長) 250万円につきましては、一般財団法人自治総合センターからの助成金です。申請書を上げまして、自治総合センターから内示が4月以降に来ております。前年度も違う自治会で山車の方を出ささせていただき、そちらは9月に補正予算を上げさせていただいたのですが、今回は刺繍に9か月以上かかるということで、6月の補正予算でお願いすることになりました。

(下古谷委員) 吉澤委員が言われたのは、岡田財団の件ではないのでしょうか。

(吉澤委員) はい、岡田財団の方です。

(文化財課長) 博物館費の「管理運営費／事業費」60万円につきましても、岡田財団の方には前年度に申請を上げておりまして、3月末から4月上旬に岡田財団から内示が下りてきています。今回、コミュニティ助成金をいただくことと同じで、9月末のシンポジウムや国分寺まつりで使わさせていただきますので、できるだけ早く上げたいという現場の声があり、今回、補正予算を上げさせていただきました。

(下古谷委員) 私立幼稚園のPCR検査についてですが、やはり検査の対象者というのは少ないのでしょうか。金額からみると、4、5人程度かと思いますが。

(子ども育成課長) あらかじめ対象者の設定ができないことがあります。また、昨年度も同じようにPCR検査用の予算を確保したのですが、実際は保健所での行政

検査になることが多かったために、今回はある程度の枠を取らせていただいて、使用した方が多くなれば、追加していくというように検討したものがこの補正予算になります。

(福島委員) 今回は、私立幼稚園が対象になっていますが、公立の学校の先生方などに P C R 検査の必要が生じた場合は公費負担になっているのでしょうか。

(学校教育課長) 先生方の検査につきましては、最初に初診代はかかるのですが、それ以外の P C R 検査にかかる費用については、医師からの薦めによるところですと、無料となっております。

(福島委員) では、こういったものについて、公立には設ける必要がないということでよろしいでしょうか。

(学校教育課長) そのとおりです。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。

それでは、御意見もないようですので、お諮りします。

議案第 1994 号「令和 3 年度鈴鹿市教育費第 3 号補正予算案について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 1994 号を原案のとおり承認いたします。

次に、議案第 1995 号「学校運営協議会委員の任命について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 第 2 項の規定に基づき学校運営協議会委員の任命を行うについて、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出します。

(教育支援課長) それでは、私からは議案第 1995 号「学校運営協議会委員の任命」につきまして、説明申し上げます。4 ページを御覧ください。4 月 27 日の 4 月教育委員会定例会にて、414 名の学校運営協議会委員の任命をいただいたところですが、栄小学校から委員の増員の申請がございました。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 1995 号「学校運営協

議会委員の任命について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 1995 号を原案のとおり承認いたします。

それでは、次に、議案第 1996 号「令和 3 年度鈴鹿市公民館運営審議会委員の委嘱について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、社会教育法第 30 条第 1 項の規定に基づき、鈴鹿市公民館運営審議会委員の委嘱を行うについて、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(地域協働課副参事兼総務グループリーダー) それでは、私からは議案第 1996 号「令和 3 年度鈴鹿市公民館運営審議会委員の委嘱」につきまして、説明申し上げます。

6 ページを御覧ください。御覧いただいているものは、令和 3 年度鈴鹿市公民館運営審議会委員名簿でございます。公民館運営審議会委員は社会教育法に基づき、鈴鹿市公民館条例に定められた委員でございます。委嘱の基準につきましては、学校教育若しくは社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者又は学識経験のあるものとしております。また、委員の委嘱につきましては教育委員会が委嘱することとなっております。任期につきましては、条例で 1 年と定められており、今回委嘱をする委員につきましては、令和 3 年 6 月 1 日から令和 4 年 5 月 31 日まででございます。委員として選考させていただいた方につきましては、まず、学校教育関係者といったしまして、御覧の 3 名でございます。この 3 名は、幼稚園・小学校・中学校の校園長会において御推薦いただいた方です。

次に社会教育関係者でございます。御覧の 4 名でございます。こちらの方々は次の議案でお願いする社会教育委員も委嘱しようとする方々でございます。社会教育委員の委嘱につきましては、公民館運営審議会委員の基準と同じであることから、こちらの 4 名を委嘱しようとするものです。

最後に、社会教育委員では、学識経験者として現役の公民館長を委員の選任としておりますが、公民館運営審議会委員では、現役の公民館長ではなく、元鈴鹿市立旭が丘公民館長の大井康裕様を充てることとし、御覧のとおり 8 名の方を選考させていただきました。以上、よろしく御審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(福嶋委員) 人選について特に異議はありません。最近、まちづくり協議会の活動も必要になってきて、こういった公民館の運営というのも、コロナ禍ではありますが、活

発にやっていただきたいという希望もあります。毎年聞いているのですが、この運営審議会ではどのようなことが話題になっているのでしょうか。

(地域協働課副参事兼総務グループリーダー) 公民館運営審議会委員については、そういった運営審議をする場というのが、ここ最近はない状況になります。公民館の運営については運営委員会などがありますので、そちらの方で事業や公民館の活用などの内容について、いろいろな相談をしていただいて、実施をしていただいています。この運営の審議会というのは、問題が起きて初めて開催するということになります。

(福嶋委員) そうすると、委員会はかなり活発に行われているのでしょうか。

(地域協働課副参事兼総務グループリーダー) そのとおりです。

(下古谷委員) 任期のところですが、6月1日から5月31日までとあります。一般的には4月1日から3月31日までだと思いますが、何か理由がありますでしょうか。

(地域協働課副参事兼総務グループリーダー) 承認等をいただくということで、期限が切れるまでに教育委員会定例会に諮らせていただくという中で、今の任期が6月1日から5月31日という形になっていまして、ほかの社会教育委員さんなども4月に変更する訳ではなく、5月に変わったりする方もみえますので、その点で恐らく6月1日からになっているのだと思います。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので、お諮りします。

議案第1996号「令和3年度鈴鹿市公民館運営審議会委員の委嘱について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第1996号を原案のとおり承認いたします。

それでは、次に議案第1997号「令和3年度鈴鹿市社会教育委員の委嘱について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、社会教育法第15条第2項の規定に基づき鈴鹿市社会教育委員の委嘱を行うについて、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(文化振興課長) それでは、私からは議案第1997号「令和3年度鈴鹿市社会教育委員の

委嘱」について、説明申し上げます。

8 ページを御覧ください。御覧いただいているのは、令和 3 年度鈴鹿市社会教育委員名簿でございます。社会教育委員は、社会教育法及び鈴鹿市社会教育委員条例に定められた委員でございます。学校教育若しくは社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者又は学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱することとなっております。任期につきましては、条例の定めるところにより 1 年でございます。令和 3 年 6 月 1 日から令和 4 年 5 月 31 日まででございます。

まず、学校教育関係者といたしまして、鈴鹿市立栄幼稚園長の辻岡浩美様、鈴鹿市立飯野小学校長の佐野仁美様、鈴鹿市立天栄中学校長の須藤雅哉様でございます。この 3 名は、幼・小・中の校園長会において御推薦いただいた方々でございます。次に、社会教育関係者でございます。鈴鹿市青少年育成市民会議会長の森川克美様、鈴鹿市 P T A 連合会会長の岡田篤典様、鈴鹿市立一ノ宮公民館長の井上哲雄様、鈴鹿市生活学校会長の渥美恭子様、鈴鹿市立図書館協議会委員の林佳代子様の 5 名でございます。

以上、8 名の方を選考させていただきました。私からは、以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(福嶋委員) 社会教育委員さんというのは、委員会というのはどのくらい開かれていて、主にどのようなことが議論されているのでしょうか。

(文化振興課長) 令和 2 年度に関しましては、委員会を 2 回開催し、内容については社会教育基本計画等についての意見交換を行いました。

(福嶋委員) 学校教育と並列するように社会教育というのは非常に大事であり、これからはもっと重要性が出てくると思っていますので、是非積極的に委員会もやっていただいて、向上できるような機会を作っていただければと思います。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので、お諮りします。

議案第 1997 号「令和 3 年度鈴鹿市社会教育委員の委嘱について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 1997 号を原案のとおり承認いたします。

それでは、次に議案第 1998 号「令和 3 年度鈴鹿市立図書館協議会委員の任命について」をお諮りいたします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、図書館法第 15 条の規定に基づき、鈴鹿市立図書館協議会委員の任命を行うについて、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(図書館長) それでは、私からは議案第 1998 号「令和 3 年度鈴鹿市立図書館協議会委員の任命」につきまして、説明申し上げます。

10 ページを御覧ください。鈴鹿市立図書館協議会委員は、図書館法第 15 条に基づき、教育委員会が任命することとされており、その任命基準におきましては、鈴鹿市立図書館条例第 13 条第 2 項において、学校教育若しくは社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者又は学識経験のある者であることと定めております。

それでは、名簿順に学識経験者から衣斐弘行様、家庭教育活動関係者からこどもサポート鈴鹿の林佳代子様、社会教育関係者から鈴鹿市青少年育成市民会議事務局長の後藤敏博様、鈴鹿市 P T A 連合会調査広報副部長の須小勉様、鈴鹿市立一ノ宮公民館長の井上哲雄様、図書館ボランティアを代表して、おはなし会「アリス」代表の木村由美子様、音訳グループ「鈴の音」代表の杉崎三雪様、学校関係者から鈴鹿工業高等専門学校図書館長の伊藤明様、三重県学校図書館協議会鈴鹿支部長の牧田小学校長の吉川佳男様、学校教育関係者から鈴鹿市学校図書館巡回指導活用事業担当者の阿原康子様の 10 名でございます。委員の任期は、1 年間と定めており、6 月 1 日から翌年の 5 月 31 日まででございます。なお、衣斐様、林様、後藤様、井上様、木村様、杉崎様、阿原様の 7 名は、昨年度から引き続き委員をお願いするものです。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(吉澤委員) 任命についてはとても良いと思いますが、1 つだけお願いしたいことがあります。文部科学省が推薦しているような本や、子どもたちに良い影響を与えるような本というのは、とても人気があって、なかなか読めない子がたくさんいると聞いています。この問題をどのように解決すべきかを考えていただきたいと思います。

(図書館長) 図書の購入については、複本というのは原則していませんが、予約人数の多い本に関しましては、10 名を超えるものであれば複本の検討などを行っております。

(福嶋委員) 図書館はここ 2, 3 年工夫していただいて、着実にやっつけていただいていると思います。建物が老朽化していて、制限がある中でアイデアを持ってやっつけていただいていると思います。是非、学校図書館と一般の市立図書館との連携を深めていただいて、相互に両輪になって、本に対する親しみを強めていただければと思います。最近、学校でも文字を見ることが、少なくなってきましたので、何らかのアイデアを出し合っていただければと思います。

(図書館長) 学校の図書館と協働する形で、学校には団体扱いということで、通常より多く本が貸し出せるようになっていきますし、学校で調べものに使うような図書は別途学校用に取り分けてあります。

(福島委員) 図書館に入っていくと、工夫されているコーナーがあるといつも思っています。また、是非よろしく願いいたします。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので、お諮りします。

議案第 1998 号「令和 3 年度鈴鹿市立図書館協議会委員の任命について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 1998 号を原案のとおり承認いたします。

続きまして、報告事項に移ります。報告事項 1 番目の「令和 3 年度園児、児童、生徒数について」をお願いいたします。

(学校教育課長) それでは、私からは報告事項の 1 番目「令和 3 年度の園児、児童、生徒数」につきまして、説明申し上げます。

1 ページ及び 2 ページを御覧ください。1 ページは、今年度の園児数、学級数です。比較のため 2 ページに昨年度の園児数、学級数を用意させていただきました。

まず、園の数ですが、昨年度は 11 園でした。今年度、椿幼稚園と箕田幼稚園の 2 園は休園となっています。椿幼稚園と箕田幼稚園を含めて、現在、11 園でございます。

今年度の園児数と学級数につきまして、4 歳児は 111 人で、7 学級。5 歳児は 172 人で、10 学級。なお、5 歳児学級には、4 歳児との複式学級 1 園（栄幼稚園）を含んでおります。全体では、283 人、17 学級となっており、昨年度と比べますと、人数で 119 人の減、学級数は 4 学級の減となりました。

続きましては、3 ページ及び 4 ページを御覧ください。今年度の小学校の児童数、学級数です。4 ページの今年度の児童数・学級数でございますが、市内の総計は、最下段の右 2 列で、1 万 362 人、462 学級となっております。6 ページは、昨年度のものでございます。昨年度より、387 人減、7 学級の増となっています。

7 ページ及び 8 ページを御覧ください。7 ページは、今年度の中学校の生徒数、学級数です。8 ページは、昨年度のものでございます。7 ページは、今年度の中学校の生徒数・学級数でございますが、市内の総計は、最下段の右 2 列で、5,366 人、187 学級となっております。昨年度より 108 人増、2 学級の増となっています。なお、小学校、中学校を合わせた児童生徒数・学級数は、1 万 5,728 人、649 学級で、昨年度より 279 人の減、9 学級の増となっています。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(福嶋委員) 幼稚園の園児の数について、無償化になって、予想以上に減っているのかと思いますが、中学校区に1園を残すということですが、どのように私立の幼稚園と差別化していくかという指針のようなものはあるのでしょうか。

(子ども育成課長) 先ほどおっしゃられた中学校区に1園というのは、令和2年10月の鈴鹿市立保育所・幼稚園施設整備に関する基本方針で、以前、再編整備計画というものがございまして、その当時は中学校区に1園という考え方があったのですが、それが見直しをされまして、市内全域を1区域という捉え方に変わってきているということが、まず一点あります。その中で、幼児教育・保育の無償化というのは、やはり非常に大きく影響してございまして、今回も110人ほどの減少になっています。それに加えて少子高齢化ということで、人数の見込みも難しいところに来ていると思います。魅力ある施設づくりということで、その部分につきましては、市全体の計画の中の再編計画というのに則り、長寿命化なども考えながら、その時のニーズに合わせ人数を調査し、検討していかなくてはならないと思います。その時に魅力ある幼児教育という部分で、メニューをどのように考えていくかということについては、検討課題になっています。今、現在、このようなものがありますとお示しすることができないのですが、そのような状況です。

(福嶋委員) 幼保一元化というのは、これからどのようになっていくのでしょうか。

(子ども育成課長) 鈴鹿市立保育所・幼稚園施設整備に関する基本方針が出た際に、その課題というものが取り上げられていますので、ここを進めていく上でも課題として扱っていくところですので、まだこのようなものというようにお見せできるものではなく、また進みましたら報告させていただきます。

(吉澤委員) 普通学級の場合は人数が35人となっていますが、障がい者の方は障がいの内容によって、それぞれ異なると思いますが、それぞれのクラスの許容範囲というのはどのようになっているのでしょうか。

(学校教育課長) それぞれの障がいの種別によりまして、8人が限度となっております。

(下古谷委員) 小学校で387人減ということですが、クラスは7クラス増ということで、1クラスに今まで40人だったところが、これから35人に定員が改められるということで、クラスが増えたのでしょうか。

(学校教育課長) 増減がございしますが、全てが35人学級の影響ということではございません。特別支援学級が県で認可された数も入っています。

(下古谷委員) 小学校2年生から35人学級になるのでしょうか。1年ずつ増えていくの

かと思いますが。

(学校教育課長) 現在は、2年生までが35人学級となっております、三重県でみえ少人数学級が1, 2, 3年生を対象としており、そちらの学級増もあります。この後、それぞれ1年ごとに標準学級35人が上がっていくというように計画ではなっています。

(下古谷委員) そうすると、これから先にもクラスの増というのがあり、物理的に教室が足りるのかという心配があります。そういう面もいろいろ議論されていると思いますが、問題のないように進めていただければと思います。

(学校教育課長) 昨年度末に35人学級が国から示された段階で、10年推計を基に、今後5年間でどのように子どもの数が増えるのかを試算し、増えていく学校もあれば、逆に減っていく学校もあるということで、1年ごとに精査してやっていくということで、計画を立てております。

(下古谷委員) 1か月くらい前に中学校も40人から35人へという要望を出したようなことを聞いておりますので、中学校も同様に35人学級というように減っていくとなると、数年間は物理的な問題が出てくるのかと思います。

(教育長) 児童生徒数の推移には注目していかななくてはならないと思います。

それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項2番目の「令和3年度よい歯のコンクールについて」をお願いいたします。

(学校教育課長) それでは報告事項2番目、「令和3年度よい歯のコンクール」について報告いたします。

資料の9ページを御覧ください。例年、8020いい歯コンクールと同時開催をしておりましたが、今年度も、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、よい歯のコンクール児童生徒の地区審査並びに表彰は中止となりましたが、各校で歯科検診時に優秀者を決定し、優秀者に対して各学校で表彰を行うこととなりました。なお、図画ポスターコンクールの募集期間は5月26日までとなっております。5月27日に審査があり、賞状、景品は学校を通じて配布となる予定です。また、市役所の市民ギャラリーで6月5日から6月11日に展示する予定となっております。まん延防止等重点措置が延長された場合には、再度期間を設定しなおす予定です。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項3番目の「新型コロナウイルス感染症に関する対応について」をお願いいたします。

(参事兼教育総務課長) それでは、私から「新型コロナウイルス感染症に関する対応に

ついて」報告させていただきます。

資料 10 ページの「1 市内の発生状況について」では、前回の教育委員会以降での市内の発生数が昨日現在で、121 例、延べ 759 例目という発表になっています。

「2 市立小中学校（児童生徒）の感染状況等」についても、前回の教育委員会定例会後の数字になりますが、7 名発表されています。いずれも臨時休業等の措置は行わずに、大きな感染の拡大にはつながっていません。

「新型コロナウイルス『三重県まん延防止等重点措置』を踏まえた市立小中学校の対応の周知について」では、5 月 11 日に通知を出していますので、その通知の概要について報告させていただきます。

通知概要として、令和 3 年 5 月 9 日から「三重県まん延防止等重点措置」が実施され、本市を含む 12 市町が重点的措置を講じる区域として指定されたことから、令和 3 年 4 月 28 日付けで小中学校長に通知した「三重県新型コロナウイルス『緊急警戒宣言』（改定版）を踏まえた市立小中学校の対応について」に追加修正を行いました。

追加修正内容としまして、「①感染症対策と健康管理の徹底」では、屋外活動における活動についても、十分な感染対策を講じる。

「②教育活動について」では、期間中の学校行事については、原則、縮小、延期又は中止とする。ただし、中止や延期又は実施に関わらず、事前に学校運営協議会や P T A と協議し、保護者の理解を得ながら取組を進めていく。一定の人数が来校するような行事（授業参観、進路説明会、講演会等）については、W e b 会議システムの活用等の工夫をした上で実施するか、工夫が困難な場合には、延期又は中止を検討する。運動会・体育祭の実施については、延期等を検討する。家庭訪問は原則中止又は期間外への延期とする。

「③教育実習の受け入れについて」では、教育実習については、原則として、期間外への延期若しくは短縮とする。また、実習生の卒業に係る単位取得に関わることから、大学、専門学校と十分に協議する。実習に当たっては、2 週間前から検温や行動の自粛に努めるように指導する。

「④社会見学、遠足等校外での活動について」では、社会見学、遠足については、中止又は期間外へ延期とする。期間中の通級教室については、感染症対策を徹底した上で通常通り実施する。

「⑤教職員の感染症対策」では、出張については、業務の必要性、緊急性を慎重に検討する。出張が必要な場合は、感染防止対策を徹底した上で実施する。

以上の内容を通知させていただいております。

（教育長）ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

（下古谷委員）感染された方は、親御さんや、同居の家族からの感染になるのでしょうか。

（学校教育課長）全て家族内での感染と認識しています。

(下古谷委員) まん延防止等重点措置や近県では警戒宣言なども出ていまして、小中の先生方というのは、自宅からの遠隔授業というのは可能なのでしょうか。高等教育機関は感染予防ということで、自宅から授業ということも推奨されています。例えば、熱が出たので予防のために自宅で待機し、授業はできるという時に遠隔での授業というのはできるのでしょうか。

(参事兼教育政策課長) 技術的には可能だと思いますが、今のところ本市ではそういった授業はやっておりません。子どもさんへのパソコンの持ち帰りなどもお話しも出ていますが、セキュリティ面をまず整理した上で、次のステップへと考えています。今のところ、そういった予定はございません。

(教育長) 前回の全国一斉での緊急事態宣言の時も、オンラインでの授業というのは実施したのですが、全て教師の方が学校に行って、学校から配信という形を取らせていただいています。今後、事態が変わってということがあれば、研究していかななくてはならないと思っています。ルールなどについて、整備する必要があると思っています。

(福島委員) 今回の7名の方は、御家庭で発症者があって、検査して症状があることがわかったのか、それとも発熱等があったのでしょうか。

(学校教育課長) 個別には申し上げにくいのですが、発熱等があったということもありますし、保護者や家族の方が濃厚接触者指定を受けていてということで、その後発症されたという事案もございます。一概に全てが無症状ということではありません。

(福島委員) そうすると、そのお子さんたちはどのように復帰するのか、どのような期間を設けているのか教えてください。

(学校教育課長) 保健所からいつまで待機という指示がそれぞれにありますので、その期間をきちんと守っていただいてから、学校へ登校していただいています。学校の方からいつまでという指示はできませんので、保健所の指示に沿ってさせていただきます。

(福島委員) そうすると、一律に何日間ということではなくて、そのお子さんの症状に応じて何日は休学となっているのですね。

(学校教育課長) こちらも保健所の方が発症日、接触日を指定しておりまして、それに基づいていつまでというところを、それぞれについて、指示していますので、一概に何日とはわかりかねます。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、その他事項に移ります。

「令和3年6月教育委員会定例会の開催について」をお願いします。

(参事兼教育総務課長) 令和3年6月教育委員会定例会でございますが、令和3年6月22日(火)午後2時から教育委員会室において、開催したいと存じます。

(教育長) ただ今の提案に、御異議ございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議ないようですので、令和3年6月教育委員会定例会を令和3年6月22日(火)午後2時から教育委員会室において開催することにいたします。

以上をもちまして、令和3年5月教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

5月教育委員会定例会終了 午後2時52分

以上会議の顛末を録し、ここに署名する。

教育長 中道 公子

委 員 山中 秀志